

参議院内閣委員会會議録第二十六号

昭和三十五年五月十三日(金曜日)午後
二時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
横川 正市君

委員

伊能繁次郎君
大谷 登潤君
大谷 登雄君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
下條 康磨君
一松 定吉君
松村 秀逸君
山本伊三郎君
辻 政信君

國務大臣

内閣總理大臣

岸 信介君

政府委員

内閣官房内閣
審議室長兼内
閣總理大臣官
房審議室長
大島 寛一君

法制局長官

林 修三君

法制局第一部長

山内 一夫君

總理府總務長官

福田 篤泰君

總理府總務長官

佐藤 朝生君

農林政務次官

大野 市郎君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選の件

○農地被買収者問題調査會設置法案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) これより内閣
委員會を開会いたします。

最初に、理事の辭任許可についてお
諮りいたします。

山本伊三郎君から、都合により理事
を辭任したい旨の申し出がありました
が、これを許可することに御異議ござ
いせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選
を行ないたいと存じます。互選の方法
は成規の手續を省略して、便宜その指
名を委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、それで理事に横川正市君
を指名いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、農地被
買収者問題調査會設置法案を議題とい
たします。

昨日に就いて質疑を行ないました。政
府側出席の方々は、岸内閣總理大臣、
福田總理府總務長官、佐藤總理府總務
副長官、大野農林政務次官等の方で
あります。御質疑のおありの方は、順
次御発言願います。

問題調査會設置法案に対して、二、三
岸總理にお伺いしたいと思ひます。

御承知のように、この法案は、国会
には今回で三回目であります。第一
回は三十一国会で、これは廃案となり
ました。第二回は三十三国会で、この
年については、政府は撤回するのやむ
なきに至つておるわけです。で、この
ことは、こういう結果になったという
ことは、国会がこのような反動的な法
案に対しては必要を認めない、こ
ういうことを明確にしたということであ
ります。しかるところ、こういう経
過、こういう過程があつたにもかかわ
らず、政府はいささかも反省の色がな
くして、今回三たびこれを国会に出し
てきたということについては、私ども
としては、きわめて遺憾の意を表しま
すとともに、岸總理の政治的良心が那
辺にあるのか、そういう点を疑はざる
を得ないわけでありまして、そこで何
いいたしますが、こういう事情のもと
で三たび国会に出してきたというその
根拠はいかなるところにあるのか、ま
ずもつてこの点を明確にしたいだき
たい。

○國務大臣(岸信介君) この法案につ
きまして、過去二回政府は提案をいた
しまして、御審議を完了することがで
きなかつたことは、政府としては遺憾
に考へてゐるところでありまして、政
府が、この提案理由にも説明しており
ます。その理由で、日本として、やは
りこういう調査會を設けて実情を調査
する必要があると、政府としては依然

として考へておるわけでありまして。

○伊藤頼道君 この法案は、昨年のた
しか六月九日の閣議で決定されておる
と思ふのですが、しかしながら、これ
は全会一致とか、そういうものや空
気の中に決定したのではないというこ
とを承知しておるわけでありまして。た
とえば、そのときの農林大臣である三
浦さん、あるいはまた大蔵大臣などの
強力な強い反対があつた。特に三浦農
林大臣については、もしこの調査會が
設置されれば、表面は農地改革の成果
を認めておきながら、反面このような
法案が通れば、旧地主に対する補償が
将来行なわれるであろうという、そう
いう性格を持った調査會が将来発展し
た場合の、そういう場合の問題等を十
分考へて、こういう観点から強く反対
の意を表しておる、そういうふう
承つておるわけなんです。これは私が
言うまでもなく、農地関係の主管大臣
は農林大臣でありますから、この主管
大臣である農林大臣の意見は、相当
尊重しなければならぬと思つてわけ
です。しかるに、結果的にいって、この
ような強力な主管大臣の反対があつた
にもかかわらず、これを無視して、強
引にこれを決定してしまつたというこ
とについては、何かそこに、根拠、ね
らいがなければならぬと思つてわけ
です。この点納得しがたいので明確に
していただきたい。

○國務大臣(岸信介君) この法案は、
御審議願いますれば明瞭になると思ひ
ますが、私も農地改革の効果をかか

のほつて左右しようなんということを
毛頭考へておるわけではございませ
ん。正当な法律によつて正当に行なわ
れたものであります。判決もございま
すし、国家が再びこれに対して、旧地
主に対して補償をするというふうなこ
とは考へておらぬということを、從來
も私明確にお答えをいたしてござい
ます。

ただ、この農地改革という大變動か
ら生じて、長い間、また多数の人々が
急激なる變化を受けまして、日本の農
村における旧地主の生活や生業に急變
を及ぼしておることから生じておるい
ろいろな不安ということ考へますと
いうと、その実情を十分把握して、何
らかの措置をとる必要があるとするな
らば、措置を考へていくということ
は、政治問題として、私は政府として
考へるべき問題である、かような見解
に立つておるわけでございます。従
まして、この法案が何か農地改革の
實を變更するといふようなことを意圖
としてゐるものであるといふふうなこ
とは、全く誤解でございます。そ
ういふ意味から、十分御審議願つて、そ
の成立を政府としては希望してゐる次
第でございます。

○伊藤頼道君 提案理由の説明を通じ
て知るところによると、この調査會が
どうもえたいの知れない調査會のよ
うに思われてならない、調査會設置の
目的について、結局、農村の社会的実
態、特にこの法案は、いわゆる旧地主
の面に対する社会的な実態、そ

ものを明らかにするのだ、そういうことを言っておりますけれども、これは衆議院の方の議事録を一通り拝見いたしますと、その答弁に立たれる方によつて各個はらばらであつて、何ら統一がない、みな答弁者によつて違ひ御答弁をしている、そこでこの際、一つ責任者である、担当大臣である岸総理から、この面に対するいわゆる統一的な見解とでもいうべき、政府としての一貫した御説明をいただきたいと思ふのです。

○国務大臣(岸信介君) 私は、衆議院の段階において十分審議され、また、疑問とされ、疑義とされておることに對しまして、それぞれ關係の当局から責任者が出てお答えをしておることに、よつて明らかであると思ひます。今も申し上げましたように、この農地

改革というものは、日本においては非常な大きなこれは一大変革であつたこととは語うを待ちません。しこうして、それがその農村における農業面におきましては、近時農業の生産力というものが非常に増大したことに寄与していることでもあり、また農民全体の上から申しまして、この変革が非常に好ましい結論をもたらしおることも私も認めまして、しこうして、これが、正当な立法によつて、正当に行なわれたものであるということにつきましては、言うを待たないのでございます。そういうことを、われわれは過去にさかのぼつて、この効果なり変革を何か変更しようというような意図は持つておりません。ただ、こうした大きな変革が行なわれたことから申しまして、長い間、農村において、ある場合においては相當重要な地位にあつた旧地主

というものが急激にその生活の上に、また生業の上に変革を来たして、これが農村におけるこれらの人々の一つの不安をかもし出しておるということも、これは私は否認できない事実であると思います。これらの実情につきましては、ある程度の調査はありますけれども、もちろん、それに対して正確な、できるだけ正確な実情を把握して、これらの不安を除くようにしていくことが必要である。従つて、その実情を十分正確に把握して、そう

してこれに対して適当な措置を講ずる必要があるかどうか。あるとするならば、どういう措置が適当かというようなことを、これは十分に調査することが必要である。かように考えて、この調査会を置くことにいたしておるわけであります。

○伊藤彌道君 政府は、この被買収者に対する社会的な諸問題を調査すると、そういうことを言っておられるわけですが、この被買収者だけを特に摘出して、それだけの社会的諸問題を調査しても全く意味がないと思う。どうしても調査するのだというならば、農村全体の社会的諸問題を調査して初めて意味があると思う。この点はどういうにお考えでありますか。

○国務大臣(岸信介君) もちろん、被買収者を中心として、先ほど来申し上げておるような大きな変革が行なわれたわけでございます。それらにおける、それらを中心としての社会的なこの問題ということを調査することに主眼を置くべきことは、私は当然であるように思ふのであります。農村一般であるとか、あるいは日本全体の社会一般の問題ということにつきましては、

また別に政府としてはもちろん考えていかなければならぬ問題であります。が、先ほど来申しておるような變革が行なわれ、それによつて、従来地主であつた者がその農地を買い上げられて、そしてそれから生じておるところの社会的な不安といひますが、これらの地主の人々の生業あるいは生活上の不安といふものを中心としての社会問題を研究しよう、こういうことでございます。

○伊藤賢道君 次に、解放農地のい

ゆる買取価格はいかに正當なものであったかと、こういうことについて、私が申し上げるまでもなく、昭和二十八年の最高裁の判決は最も端的にこれを明確に示しておると思うのです。これは総理もよく御存じだと思いますが、この対価決定の基準も、当

時の物価水準に基づいてきわめて正確なまた妥当な方法でこれを決定しておおるわけです。従つて、このことについては、政府としても、従来これを確認し続けてきたと思うのです。この点はいふまでもないと思うのですが、そらだとすると、ここでむだのようですが、非常に大事な点なので確認しておきたいのですが、結局今後いろいろいふ形は変わつても、補償金とか、あるいは交付金とかあるいは見舞金とか、まあいろいろ名称は別として、そのいかなる名称をつけるとも、その名称のいかんにかかわらず、将来この補償的なことは絶対にしないということを、当然ここで確約できると思ふうし、従来も確約してきたはずなんです、政府の一貫した態度をここで示していただくならば、そこで、このこととがさらにここで大事なことから、こ

の参議院内閣委員会としては、私ども初めてお伺いするので、まずこの点をしっかりとお伺いしておきたいと思う、その意味で。

○国務大臣(岸信介君) もちろん、この買収価格は判決にもございますよ。それに、私どもはその価格が不当なりということを考えておるわけではございません。そうして、従つて、その価格が不当であり、非常に廉価に買い上げられたから、地主が不当の損害をこう受けたから、これをさらに補償する、

償う意味において何らかの國家が金銀を支出してこれを償つていくということを考へ方は持たないといふことを、從來も明確に申し上げておきます。先ほど来申し上げておるうちに、私どもはこのなに対して、そういう意味においては補償を、追加するとかあるいは

何らかの名義を蒙れて実質的に補償をしていくというような考えを持たないか」といふことは、従来しほば申し上げた通りであります。また、この調査会においてとるべき措置というものを、あらかじめ予定してこういうことをするのだということを政府は実は考えておりません。措置が必要であるかどうとか、また措置をするとするならばどうとかいう措置が適当であるかというふうなことにについて、この調査会で審議決定をして調査してもらひ、こういう意味でございます。

○伊藤謙道君 時間の関係がございまして、最後に一点お伺いしますが、新聞の論調について、総理はまあその新聞のいかんにかかわらず、いろいろな問題がまあ新聞の論調に出ているのですね、すけれども、ここでお伺いしておきたいのは、一部の特定な新聞が一、二

その主張を発表すると、そういうことについてはこれは問題ないと思うのですが、日本全国の、中央地方を問わず、こういう全国をあげて新聞の論調が同じ方向を主張したような場合には、総理はこれに対して耳を傾け、十分これを尊重されるか、そういうことをまずお伺いしたい。

○国務大臣(岸信介君) 抽象的に、私はもちろんいつも申しておるように、世論を、民主政治というものは世論に耳を傾けて、謙虚な気持でこれに耳を傾けなければいかぬ、民主政治

というものはそういう性格のものであるというのを申しております。ただ抽象的に、今お話しになりましたように、新聞がどういう方向を示しておるから、どうだということに關しまして、具体的な問題でなしに抽象的に申し上げるといふ、新聞とか雑誌

とかということでなく、單なる言論機關とかというのではなしに、やっぱり世論ということで申し上げることが適當であらう、こう思つております。

○伊藤藤道君　そこで、抽象的なことでも、もちろんその問題々々によつて判断なさるので、もちろんはつきり具体的に言えないと思つたのです。そこで、これはもう十分總理としてもごらんになつたと思いますが、その具体的な一つの例として、これは三十四年三月十六日の北海道新聞の社説の一端です。ごく一端です。時間がありませんから、その一、二の点だけを読み上げます。その「本調査会の設置が自民党の選挙対策であることは多くを語るまでもあるまい。選挙の票と金になることなら手当たり次第というのが岸内閣のやり方である。一千万円の調査金で農村に隠然たる勢力を持つ地主団体の支持を

から一定の価格で、これはまあ本来の自由な売買であるならば売るか売らないかということは、その人の自由でありますけれども、農地改革という法律によって一定の価格で必ず地主はそれらを売らなければならぬということのものと、この土地改革が、農地改革が行なわれたことは御承知の通りであります。そういうことから生じておる先ほどのことから申し上げたような一種の社会問題について、これを調査するというのが、この法案の趣旨でございます。

○山本伊三郎君 大体岸総理の先ほどの答弁を聞いておりますと、この調査会には、調査をする目的というものについては、この調査の結果によって現われてくる。従って何々を調査するんだ、そういうことでなくて、まあ、実情を調査した上で、いわゆるそれを取り上げてこれを施策に表わしていただく、こういう趣旨だったと思うののです。ところが、われわれが短い経験でこの調査会なり審議会を設置する質疑をした場合でも、あらゆる調査会、審議会でも、こういう問題を一応調査するんだ、こういうことを調査するんだという問題が提起されております。ところが、この場合には、いわゆる農地被買収者の問題を調査するきわめのために一つの疑惑があると思うのです。先ほどから総理は、この旧地主の農地改革によるところの土地を失った者について、所有権をまた移転するとか、そういうものではない。また、政府はこれに對して補償する考えもない、こういうことを言明されておる。ただ一点、それらの人が今日非常に社会問題になっておる、従つてその社会問題を

取り上げて調査をするのだ、こういう趣旨だと思ひますが、それに間違いないかどうか。

○国務大臣(岸信介君) そういう趣旨でございます。

○山本伊三郎君 それで、実は昨日あなたの方の各氏からなるこれについて賛成の立場から質問をなされました。福田総務長官がそれに対して答弁されております。この福田総務長官の答弁は、きわめてやはり政府の立場からいわれる問題のない答弁をされております。ところが、この与党の方々の質問を聞いておる中から、その実体が非常に明らかになってきておることを私知つたのです。従つて、岸総理がそういう補償とか、あるいは所有権を再びどうこうするということでは全然ないということを言明されております。が、きのうの質問の中には、あの最高裁の判決にかかわらず大きい代償で、もしあの買収された価格について問題があるならば善処してもらいたいという意味の要望を含めた質疑があったことを私記憶しております。そういうことを考えると、やはり一つの疑惑が起つてくるのです。従つて、この際社会問題に就いて調査されるならば、社会問題として取り上げてくるものは、われわれの一応の通念からわかつてきますが、しからばどういふ程度のものが予想されるか、この点だけでも一つ明らかにしてもらいたい。

的に、従来そういう団体に属しておる人々が要望しておつた事柄も、私は必ずしも同一ではないと思ひます。従つて、要望自身を私は直ちに引き上げず、その要望に沿うというのを申しているわけではございません。そういうふうないろいろな要望もございまして、とにかくその要望いかんにかかわらず、先ほど来申し上げているように、農地改革という私は一つの大きな社会的変革がこういふ立法によつて戦後行なわれた。これによつて急激に日本の農村の態様が変わつてきたといふのはある方面においては生活上に困つてゐる問題もありません。あるいは生業上にいろいろな支障を来してゐる問題もあるし、その他のこの被買収者を中心としてこの社会問題が日本の農村に起つておるといふこの事実は、私は懸念できないと思ひます。先ほど来申し上げた通り。しかし、それに対して、対策としてそれならばこの農地改革といふものを変更して、さらにこれらのものにもその所有権を返すような、あるいは農地を買収したものを取り戻すといふような、あるいは地主の中にはそういうことを要望を持っておる人もあらうと思ひます。ありまして、やうけれども、そういうことを政府は考えるべきものではない。また、この買収価格につきましては、売つた方から言つていふと、これはまあいつでもわれわれの普通の常識から言つて、売るのはなるべく高く買つてもらいたい、買う方から言つて、なるべく安く買いたいといふ普通の売買取引のなにかから言ひまして、地主の方から言へば、どうしても価格がこれは十分でなかつたといふやうな見解もありまして、しかし、それについてはすでに最高裁の判決もあるわけですから、その価格を不当であるとか、あるいは十分でなかつたからこれを追加してどうするといふべき性格のものではないと思ひます。そういうことを考えてゐるわけじゃない。しかしながら、現実には起つた、先ほど来言つてゐるようなこの変革に基づいて起つてゐるこのもの、地主を中心としてこの社会問題の実態を把握して、政治上これに対して不安定、不安の状況をなくしていくといふことは私は必要じゃないか。それについてのこと、各方面の有識者を集めて一つ審議して調査してもらひ、こういうのが目的でございます。

○山本伊三郎君 今、総理の御答弁で、若干まあ一つの具体的な問題が出てきたのですが、大体この旧地主の方々の問題については、われわれ社会党といふこともそう冷淡に考えておられない。実際問題で非常に困つておる方もおられます。しかし、総理にして困つておる一つの問題点といふのは、今まで旧地主としていわれる小作者からある程度のものを取つて、またわれわれの言葉で言うといふゆる押取をして、あぐらをかいて生活をしておつた、それだけでなくして、やはりその村における一つのいわゆる名家としていわれる尊敬された立場におられた方々が多いのです。その方々が、一介の労働者とか、あるいは非常に暮らしの悪い人であれば、現在のような生活に転落してもそれは精神的な打撃を受けないけれども、今までの生活がそういう生活であり、また精神的な誇りもそういう誇りであつたのが、一朝にしてあ

農地改革によつて転落してしまつたといふことから私の知る範囲でも自殺をした人もある。これは事実です。しかしその人のスタンダードとしての、生活の基本として考えた場合には、われわれから見れば死に足らない程度であつたと思ひます。しかし、あまりにも大きい変革のために、そういう悲劇を生んでおる人も私はよく知つております。従つて、われわれがそういう非常に生活に困つて、一つのいわゆる農地改革という国の施策によつてそういう生活に困つておる方々に対してわれわれが救うといふことは、社会問題として救うといふことは、これはわれわれも総理と同感です。ところが今言われた、あるいは生活あるいは生業に困つておるといふことになれば、この問題のあるやうな調査会を作らないで、政府として施策をする方法は私はあると思ひます。何もこの一千万円といふものは、総予算から見ても大きいと思つておけません。予算のことは言ひませんけれども、その問題をかもしません。この調査会を作つて調査をするものの対象にならぬと私は考えておるのですが、それがまた一般の方でもそういうことが言われておるのです。が、そういうことについて、別に調査会を作らぬでも、政府の今言われる考えならば、施策に表わす方法があると思ひます。それから、それに対して不要であるといふことに対しての御答弁をいたしたいと思います。

○国務大臣(岸信介君) もちろん、社会的、全国的にわたりましていろいろな生活上の問題であるとか、国民の福祉の問題であるとか、一般にわれわれは社会保障制度で考えていくといふことは、これは当然であると思ひます。ただ問題が、これは農地改革という一つの国の施策によつて引き起こされたものであります。そして農村における今の、元旧地主の立場にあつた人々が急激なるそういう国の施策によつて生活上の変革を受けてゐるいろいろな問題を生じておると、こういう事態であるといふと、これを一般的に、ただ社会問題として考えらるゝといふことは、私は適当でないのじゃないか。もちろん、しかし調査した結果、そういう状態であつて、われわれが想像しておるやうな事態ではない。一般の社会保障制度の拡充なりあるいは社会保障制度の分野において考へてよろしいといふ問題であるかもしれません。それらのことは調査の結果を待つて言ひべきであつて、今こういう方法でやるべきだといふことを私はこの問題についてあらかじめきめてかかるべき問題ではないので、それよりももう少し大きな問題であると思ひます。私に考へておるのでございませう。そういう考へで調査会を置く、こ

○山本伊三郎君 執拗でございますが、実は私も社会党に属してありますけれども、この旧地主の人々から相当陳情を受けるのです。陳情を受けた場合、来る人のもうほとんどが、今総理の言われたやうな、こういう社会問題の、いわゆる生活に困つておる、生業に困るからこれに対して何とかしてもらいたいといふ考へでおらないのです。やはりあの農地改革によつて土地を取られてしまつた。そういうことに対するきわめて大きい不満を持っておられます。しかも、それに対して政府は非常

に冷淡である、こういうことがほとんどです、私のところに来る人については、もちろん、反対の方々も陳情に見えますけれども、そうしてくると、今総理の言われる政府の意思とこれを望んでおる対象のいわゆる農地買収者の方々の考え方は私は一致しておらないと思う。そういうことから、もし調査会において、調査会があなたが指導するのではなくて自主的にやる調査会でございますから、もし調査会においでそういう人々の意向というものが強く入って、政府が今考えておらない、いわゆる国で補償するとかあるいはまた所有権の問題について何らかの結論が出たとした場合に、やはりこの調査会の結論というものは尊重するということは、政府はいかなる調査会、審議会でも言われておるのですが、調査会のそういう結論が出た場合に、やはり調査会の結論に従うというのならば、総理の言われたことと全く反対の、しかもわれわれの方で討論するということは無用になってしまふと思うのです、調査会の結論について、どういう結論が出て、今の政府の考え方というものは通すかどうか、この点はつきりしてもらいたいと思います。

てきまつておることは、農地改革というところ自体をわれわれは変更する意思はない。また変更すべきものではない。従つて、所有権をこれを返還せよとか何とかというものは、考えるべきものにあらず、これはわれわれは現在の立法及び農地改革の歴史から申しまして、これは動かすべきものではない。そうして最高裁の判決というものを、われわれがこれは今の日本の政治のもとにおいてこれは尊重しなければならぬ。それが認めておることを、われわれが不当であるからそれをどうする、というようにすることは、これは政府としてだけじゃない、私は政府機関においても、こういう調査会においても、尊重していかねばならぬと思ひます。そういうことは私は二つの問題としてきまつておる問題であるけれども、あとの措置を、どういう措置をとるべきかという点に關して、もし措置をとる必要があるとするならば、そういう結論については尊重すべきものである、かように考えております。

いにもかかわらず、これほど問題になつてくるのは、そこに焦点のあるところを、私は特に岸総理にただしておきたいのです。調査会の結論が出た場合には、私は基本的な国の方針というものはわかります。今さらあの農地改革をこれを変更するということは、おそらく日本の民主主義に逆行するものであつて、おそらく、かりにそういうことを強行される政治家があるとするならば、あの南朝鮮の二の舞いを踏むより大きな反対のあることは当然でありますから、そういうことは万々ないと思ひますけれども、それ以外についても、やはり国会における政府の皆さん方の答弁に対する違つた調査会の結論が出る公算の多いということとをわれわれは心配しております。従つて、もう一度その点について政府の見解を述べてもらつて、私の岸総理に対する質問をこれで終わりたいと思ひます。

最大の問題が土地改革であります。そのために数百万の血を流して、ようやくその実現ができておるのであります。日本における土地改革というのは、敗戦という大きな犠牲の上にマッカーサーという独裁者によって強引になされた政策であります。ほとんど何らの準備も調査もない、そして強行されたものでありまして、冷静にこれを見ますと、その成果においては確かに大きな点もございましたが、同時にまた、反面において幾多の矛盾と不合理があるという事は、これは否定できないのであります。この矛盾と不合理を是正するというのが、この法案を出された趣旨と考えますが、いかがでありますか。

歴史的にも例のないことじゃないか。しかし、その半面において、それがそういう急激なことが日本農村の上にもたらしたところのいろいろな影響というものは私は相当大きいと思う。それに対する不満があるでしょう。その不満から生ずる不安というのがあることは、これはこの事実私は否定できぬと思う。それに対してその実情をよく調査して、そしてこれに対処すべき適當な方策を考へると思ひます。一つそれをこの調査会でやつてもらふ、こういうつもりであります。

裏に、国家が責任をもってその犠牲になつた人を救ふという義務があると思ふ。大方向はくずさぬにしても、それは補償じゃありませんか。補償は絶対にしないと言ひ切りながら、そうして一体何を調査しようというんですか。

○国務大臣(岸信介君) これは、先ほど来申し上げているようにこの農地改革に基づいて土地を買収された人々を中心として、それらの人々の生活上あるいは生計上その他変革から生ずるところの不安の状態をこれによく実情をまず把握する。そうして、これに對してその不安を除くのにどういふ措置がいいか、あるいは措置をする必要ないかどうかという問題を調査しなければならぬというのがこの目的であります。先ほど来お答えを申し上げているように、今辻委員もお話のように、一つの國が施策を行なつて、國の一つの方針、そのときに占領下であり、マッカーサー元帥の指令であつたということは、もちろんのことであります。が、國がある一つの政策を執行するために、それから生じたところの不安なり、あるいは変動から生じているところのいろいろな犠牲というものがあつたとするならば、これに對して國が当然何らかの措置を講ずるということには、私はこれは必要である。それは今言ふ価格が不当であつたから、価額が足りなかつたからこれをさらに追加して賠償するとか、補償するとかいふような意味の補償ということは、私は考えておらないということを申し上げたのです。

これは申し上げるまでもない、御存じだと思ひますが、その一つの例を申し上げます。広大な農地を占有して、自分が耕さずに、坐りながらぜいたくしておつた不在地主、これもあります。しかしながら、それはきわめて少数であります。大部分は祖先伝来の汗の結晶である二、三町歩の農地を家族労働で耕して、農村における中堅的な自作農家が戦争のために兵隊に取られていつた。従つて家庭労働力がなから、やむを得ず、留守を守るために小作をさせておいた。そしてむすこが七年も八年も戦場で苦勞して、骨と皮になつて引き揚げてみるといふと、その留守中に小作に出しておつた土地がそつくり取られておる。精神的な打撃を受けて、祖先の墓の前で自殺をしたのがおるのです。知つております。一家心中した例もあるのであります。これほどの大きな犠牲を払つておる。しかも、これは個人の過失じゃない。國家の至上命令で出された尊い犠牲であります。これほど大きな犠牲を、當時の國務大臣であつたあなたは、だれよりもこれは痛感なさつておるはずである。調査会を待たず、こつち重大な矛盾をあなたに責任において解決するといふことがなされなければならぬと思ひますが、その点についてはどうですか。

○国務大臣(岸信介君) そういう実例も私はあると思ひます。また、いろいろな私どもの知つてゐる身辺の二、三の例におきましても、いろいろなこの土地改革から生じたところの悲劇的な犠牲というものも知つております。これらの生活の実態を政治家として、私個人の個人的な責任として、今辻委員は御質問になりましたが、(辻委員「個人じゃない。総理大臣として聞いているのだ」と述ぶ)政府の首腦者として考えなきゃならぬことは、そういう國の政策によつて生じた、國家の変革によつて生じたいろいろな事態を正確に把握して、これに對して、國として適当な措置を講じていく必要があるという考えのもとに、この調査会を設けるというわけでありまして。

○辻政信君 じゃもう一つ、土地の買上げ値段は當時において正当であつた。裁判の判決も出ておりますから、これは文句は言ひませんが、當時反當の最低の買上げ価格が三百八円、最高が九百九十四円、本来ならば、その農地は農業以外に転売を許さないといい建前で行なわれた政策でありまして。しかるに、最近の状況はどうかといふと、年間において、この土地も含んで一万二千町歩という土地が農業以外に転用されておる。その転用価格を見ると、一反平均七十万円、最高価格は三百万円にもなつておる。三百円で取られた一反歩が、十年間に一万倍の三百万円で農業以外に転売されておる。この一万倍の、これは不勞所得でしょう。これがびた一文も旧地主に潤わしておらない。これほど大きな一体不合理が、近代社会にあるとお考えになりますか。

○国務大臣(岸信介君) これは社会的な非常に大きな変革の際、經濟界においても大きな変革がありまして、いろいろな物価の非常に大きな動きというものがあるのをごさいます。これに對しては、國はあるいは税制その他によりまして、そういう高い値段で売つたときに、その譲渡価格に對して税金を取るとか、あるいは土地の評価において適當な税をかけるという措置を講ずべきものである。あるいは農地でなくとも、土地の問題については、ずいぶん都會会においても、あの敗戦後破壊されておつた土地が非常に、そういう時代でありますから、その當時の時価で安く買つたものが今日のような經濟が復興してくると、それが非常な値上がりをしておるといふような事実もござります。ただ問題は、この農地改革は、自作農創設の趣旨に沿つて、耕作者といふものの立場を擁護する意味で出ておる農地改革でございます。従つてそれが農地以外のものに転用されて転売されるとか、あるいはこのほかに方にも用いられるといふような場合に對して、從來日本の法制その他に對して十分な、そういうことに對しての規制なり、あるいは計画なりといふものが遂行されているかといふと、それが今日まで、そういう法制その他ものが十分整つておらないといふ私はうらみがあると思ひます。しかし、今申しますような意味において、その上がつた金を旧地主に直ちに、その一部なりあるいはなんぼかを与えるべきものであるといふふなことは、法律論的な立場からいふと、私はちよつとむずかしいのじゃないかと思ひます。そうじゃないに、むしろそういうことが行なわれてゐるといふ実情が、いろいろなまた私は旧地主といふんです、農地を買収された人々を中心として、いろいろな不安やあるいはいろいろな問題をかもし出している一つの原因になつてゐることは認めなければならぬ、そういう実情を十分調べて、そういうことに對する不満なり、あるいは

不滿から生ずる社会的不安といふものを除くように、適當な措置を講じていきたい、こう思つております。

○辻政信君 この法案の内容を見ますといふと、二年間の期限で、二十人の委員と十人の専門調査員、そしてわずかに一千万円の予算でやろうとしてゐる、その規模を承りますかといふと、調査の内容は、第一年度に一万五千戸、第二年度にも一万五千戸、二年かかつて三万戸の抽出調査をやろうとする。農林省の調査では、この被害者といふか、対象になる者は百七十六万戸あるといふんです。そうして一方地主同盟では、全国で二百五十三万八千戸ありまして、かりに二百万戸が対象になるといたしまして、そのうち農林省の方で、農林委員会等を通じて調査済みのものが七十万戸ある、現に實態が把握されているのです、七十万戸の。それを政府は、この調査会を作つて、二年間にわづかに三万戸の抽出実態調査をやろうとする、あなたがほんとうに不合理をなくそうとするならば、今まで持つてゐる七十万戸の調査資料で出る。今さら何をあらためて二年間に三万戸やつてその結論を得ようとするのか、信念と勇氣があるなら、今まで集めた資料の中から適當な方策が出なければならぬ、そこに私はこの法案のインテリゲンチヤがあると思ひます、いかがでありますか。

○国務大臣(岸信介君) もちろん、この調査会の調査だけでも、この調査会自身もこつち抽出調査をいたしますと同時に、從來あるところの調査資料といふようなものも、もちろんこの調査会の調査資料として検討さるべき

当でないというような御議論も私は聞いております。しかしながら、私はやはり先ほどから申し上げているように、国家が一つの農地改革という政策を断行して、それから生きておるところの一つの事態であつて、これをただ一般の生活保障の対象として考えることは私は適当でない、こういう考え

方を持つております。さらにこの旧地主のうちにいろいろな主張がございます。先ほど来申しておるように、あるいは土地を返せというような主張がある一部においては行なわれたこともございます。今はそういう主張はないように私は思っておりますが、そういう主張もある。あるいは買収価格が不適当であったから補償をさらにしろという要望もあります。しかしながら、そういう意味において、それは地主団体の何の要望でありますけれども、私は農地改革そのものを變更すべきものではない、これは動かすべきものではない、それから補償という、いわゆる価格が不当であったからその価格を追加する意味において補償するということはしない。しかし、これから起こっておるところの社会的の不安という問題に關して、国が責任を持つてそれに対して道義的に処置すると同時に、適当な方策をこれに立てて処置するということが、この問題についてはいろいろな議論があり、一つだけ、ここだけを見るというところという方法があるからというところですけれども、国として政策を行なう場合においては、それが他のいろいろな方面に及ぼすところの影響、権衡というやうなものも頭に置いて適當な結論を出すことが必要であるという意味において、こういう調査会を設けたい、こう思うのであります。

○辻政信君 最後にくどいようであります。今度の敗戦で一番困つたのは、肉親を戦場でなくした遺族であります。これは幸いに岸内閣の手で文官並みに是正をしていただきました。これは

私はあらためて感謝をします。同時に、その次にやられたのは、祖先伝来の土地を二足三文で巻き上げられた人々たちです。大きな政策の犠牲になつて、これを救うという新聞からたたかれる、いろいろの点はございませうが、戦争の跡始末、マッカーサーの独裁政治の地ならしという意味で、どうか岸総理は遺族を救われたと同じ気持ちで、あまり世論を気にしないで、良心と信念を持つてこの大政策の犠牲にあえいでおる人を救うように努力をしていただきたいということ、最後に希望いたしました質問を終わります。

○横川正市君 私は昨日の与党側の質問を実は聞いておりませんので、関連からいいますと、ダブる点もあるかと思ひますが、最初に根本問題で、私は今の辻さんの意見とは大よそその見解を異にいたしておるわけなんです。ことに、この農地改革がもたらした終戦後の日本における効果の絶対性というものは、これはもう総理も、おそらく口を開いて否定する者はいくらも、全面的に私は認められておると思ひ、そういう点から、総理に明確にしていただきたいと思ひますが、最高裁の判決の中で、今いろいろな問題はたくさんありますけれども、その判決の中心になつておりますのは、これは単にGHQがどうとか、あるいは終戦後のどさくさにどうなつたとかさういふことより、根本的な問題としては、土地の持つておられます公共性といひますか、そういうものを高く評価をして、その上に立つて日本の農村制度といふものを、きわめて短期間に抜本的に解決をした。そのことはこれは旧地主にとつてはいささか過酷なと思われよう。これはやはりその人たちに忍んでもらつて、さうしてこの農地法といふものの示した大きな成果といふものは、これは国全体で守つていかなければいけない、そのことは現行の憲法には違反しない、こういうふうな最高裁は判決を下しておるわけなんです。これはこの観点について、私はしばしば総理の答弁を聞いておりますが、この点を認めておられながら、どうもその認められておることを口では言ひだけれども、実際にそれならば、これを認めてどう対処するのかといふことになりまして、いささか不明確になるのではないかと。いふのは、今終戦後のどさくさの問題として、ああいうような問題が起こつた、旧地主の皆さんから陳情がきた、その陳情にも一々ごもつともな点があると認められて、それに対して対処をしようといふのは、これはこの中にありますように、今まで私の聞いたのでは、今の辻さんの問題としてあげられたやうな事例とか、あるいはその後の生活態様が困窮をいたしまして、子弟の教育の問題であるとか、あるいはその日常の生活に困つて、相当一般社会から指弾を受けるやうな、さういふ立場に立たされたとか、さういふやうないろいろな問題を個々に摘出して、さうしてそのやうな問題があるから、これが社会問題として放つておけないんだ、さういふふうに言われるわけなんです。前段のこの点をやむを得ざるものとして認め、それは憲法に違反しないといふことを確認された上で、なおさういふやうな個々の問題が起こつたというならば、私は

これはこの調査を待たずに、現在の実際に運営している政治の中で解決していける問題なのではないか。すなわち、個々に起こつておるのは、今兵隊さんに取られて歸つてみたら、不在地主だからだめになつておつた。さういふやうな問題で、生活困窮の上に犯罪を起こす寸前までいつておる、これは見捨てておけない問題じゃないか、あるいはそのいろいろな農地改革の結果として、土地を失つて生活に響いて、そのことが日常の生活が非常に不安になつてきて、その上でやはりどうにも現在の政治の上で救つてもらわなければ困るという声が出てきたというならば、私はこれは今すぐ解決をしてやらなければならぬ、さういふふうに思ひわけでありまして。その状態を救うがために、最高裁で決定をされましたこの公共の福祉に反しないんだ、このくらいはがまんしてもらわなければいけないんだという根本的な決定といふものを認めておるならば、私はこの調査会を設け法といふのは、竜頭蛇尾が必要でありません、その点一つ総理から明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 私は国が必要であると認めてある政策を行なう、ある行政処分なり、あるいは法律制度なり何なりによつて、正当な方法によつてある政策を断行する、これはおのずからその政策がいかに悪いかにさういふ批判はありましようけれども、さういふ必要がありとしてこれを行なつて、さういふ場合に国民が一面において、それはもちろん国の政策でありますから、これに従ふことは、これは当然であつて、正式に、民主主義でありますから、民主的に憲法、法律で設けられた法律制度として、それが実行される場合においては、これをそのものをひっくり返すといふことは、これは許せないことだと思ひます。しかしながら、そのことから生ずる犠牲、それはその人の過失であるとか、その人の悪意であるとかいふやうなことから生ずるところの、あるいは損害なり、罪惡といふものは、これは私は国としては、政治としては考へる必要はないだらうと思ひます。ただししかしながら、それは社会問題として、さういふことから生じて、かりに犯罪が起こるといふことであれば、それは防止しなければならぬことは言うを待ちませんけれども、それに対して何か救いという言葉が適当であるかどうか知りませんけれども、何らかの手を伸べるということには必要ないことではあります。しかし、その人の悪意でもなければ、あるいはその人の過失でもない。その政策の実行された結果として、ある犠牲を生じ、その犠牲が相当大きなものであり、その個人にとつて非常な一つの不安であると同時に、それがさらに社会的にも不安を生ずるといふやうな場合においては、国家がそれに対して何らかの措置を講じていくことは、さうしてその不安を除いていくことは、それはしなければならぬ。こつちの政策を變えるといふこととさういふものだけども、それから生ずるところの影響、その影響をさういふ人の悪意とか、あるいは過失だとかいふこととさういふ、非常な大きな變革を受けて不安を生じているといふ場合に、それに対してその受けた実情を調べ

て、それに対して適當なる措置を講ずるといふのは、国の政策として当然考へなければならぬと思つております。

○横川正市君 私は今の総理の考え方のものには、根本的には反対をする立場にはないと思つております。ただ、それならば一例を申し上げますと、戦時中に私の財産として国と契約をいたしました、たとえば年金のよう

なもの、あるいは保険のようなもの、これは少なくともそのことによつて當時すでに財産を、土地もあり家屋もあり、そういったものもすべてこれは年金にかえて国と契約いたしました。その人が六十才なり六十五才になりましたと、少なくともその当時の貨幣価値で、旧以上の生活が維持できるといふことを、実際にはこれを国が保証したわけ

です。そうしてその国の保証した年金とか保険とかいふものが、今それがどうなつてゐるか申しますと、郵便局へもらひにくに電報賃のあれにもならない。まったくそのまま放任した方が得だといふような状態になつております。これらの問題は、直接の私は被害者として、どうだろうといふふうに政治の面で解決できないかといふ

見ても、今のところは、これに対して何らの方策も立てられておりません。それからまた、戦時中に国の戦争目的を遂行するために、徴用になつた船舶にいたしまして、あるいはそれに類似する施設にいたしまして、これらほとんどこれは戦時補償打ち切りで、何らの政府によつて救済措置もとられていない。そのほか数えあげれば、あの太平洋戦争という一つの一大変革を契機にして、今も日本のあらゆる階層に、このことによつて起こつ

た弊害というものは、非常にたくさん私は現存していると思ふのであります。ただそれが戦後十五年たつて、何となくその損得の観念も薄らぎ、それから實際上はそのことによつてこのどうこうといふことよりか、もつと大局的に日本の民主的な建設の問題に精魂を打ち込んでゐる。こういうようなことに対して、一般社会もこれを總体的に受け入れて、そして現状のある一つの平和な線といふものが生まれてきておると思ふのです。そのとき、たまたま旧地主の方々の団体が形成されて、そして政府に対して要求したその内容といふのはどういふことかといふ

と、大体一から八までありまして、その一から八までの第一に、農地解放地に対する不当な補償価格の是正に関する事項、このことを第一の旗がしらにして、国にその補償を要求する。しかも、国に補償を要求する前段として、旧小作人と地主との激しい争ひが香川県や石川県に持ち上がった。いふことが、最高裁の農地法合憲という判決を得てから、これは国に補償を要求するようになった。この団体の力が非常に強いから、今この調査会法案を作つて、そして何らかの処置をしよ

うとする。ところが、こういう団体を構成しない、この日本の建設に邁進しておる者については、言わない者はいゝは損をした、そのままにしつづけてある。こういうことでは、私は實際上政治のあり方として不公平だと思ふ。そういう観点から、前段の、公共の福祉を認めた判決を明確に認められるならば、その線に従つて、やはりこの農地解放問題についての政府の態度といふものも一貫して出されるべき

であり、ただそのことによつて、あるいはその他の事情によつて、出る出て参つております一般的な社会問題、これらについては、私は、總体的な問題として、国の財政上の余力のある限り、これを解決するための努力といふものが進められる、このことではなければならぬと思ふのであります。この点は、非常に政治の面からいつても不公平のそりを免れない、かように私は思ふのでありますけれども、所信をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) もちろん、あつた戦争並びに敗戦という、かつてない事態でございまして、国民全体がこれに関連していろいろな迷惑を受け

たことは、これは各方面であらうと思ひます。しかし問題は、ただ地主団体が強い要望をしたからこれに屈してどうだ、あるいは黙つておれば知らぬ顔をするのだといふことじやなしに、やはり原則は、この戦争及び戦争に関連して起こつた事態といふものは、国民として、とにかくある程度犠牲を国民全体が一つ受忍してもらわなければ、

ことごとく取り上げてやるということでは、実際上はできない。しかし大きな問題は、それがやはり国全体から見ても大きな問題であるといふ場合におきまして、やはりそれに対して政治的な手を伸べていくといふことは、私は政治の上から考えて、もちろんそれには、もし財政的な支出を要するとなれば、国の財政全体のことと考へなければならぬ。それからまた、他のもの

と云ふことはもちろんできないことだと思ひます。しかし、今お話しのように、この地主の問題といふものは、とにかく日本としては、日本の今までの農村の基礎をなしておつた土地、地主といふ、このことに対して土地改革が行なわれた、これはその歴史を見

ましても、農業政策のある段階において、土地問題、農地問題といふものが取り上げられて、これが変革を受けるといふことは、日本の歴史の上においてもありましたが、そういう非常な歴史的な変革を行なうといふ場合に、その政策によつて受ける立場に、ある人々については、これに対して政府が全然その問題を放置しておくといふべき性質でなしに、やはりそれは、

もちろん国が敗戦の後社会的不安があり、財政的にも、あるいは諸般の政策の上においても、まだ十分な措置のできないような状態のときは別でありまして、安定してくるという場合において、やほりやほりいふことについては何らかの措置をする必要があるのじやないか。また、そういうことについては、政府がいろいろな陳情団体の意見を聞いて、そのまゝこれを処理するといふような簡単な問題じやございませ

んから、調査会を設けて、各方面の識者の意見も聞いて妥協な結論を出すといふことが、こういう問題を処理する上においては必要である、かように考へております。

趣旨といふものは、各委員会を通じて表明されたものは、大体一応調べてみた結果として、まず、農地法の合意だといふ裁判所の判決は、これを支持する、それからいかなる補償も行なわれない、その中には、衆議院の場合には、増価税とか、それから不急な土地に対する政府の買い上げ措置であるとか、あらゆる観点からこの問題に

対してはいろいろな質問をいたしてあります。その点からいふと、いふ点からいふと、補償をしないといふ。それからもう一つは、現在の農地団体が政府に要求をいたしてあります。各項目についてこれをあげてみたが、それも実は政府としては取り上げない。ことに、前出農林大臣は、これは非常に不当だから、政府としては行政措置でこの団体を解散せしめることまではつきりと言つてゐるわけだ。そういうふうなあらゆる政府側で言つてゐる内容といふものを一つと摘出して参りますと、一体この調査会といふのは何をしようとするのか、その点が全然不明確なんである。不明確なのは不明確なんであつて、これからいろいろな人の意見を聞いて、それを明確にするのだ、こういうふうになりまして、私は、まず前段として、山本委員の質問にあつたように、自由民主党の中に構成されておりますこの農地団体を支持する人たちが二百幾名署名をいたしてあります。これはもうおそ

らく総理にも実務上の審議の経過というものが耳に入つてゐると思ふ。この人たちが結束をして、今かりに収益価格の問題を一つとらえてみて、そうしてそれを妥協な線に修正をして、その

と云ふことは、各委員会を通じて表明されたものは、大体一応調べてみた結果として、まず、農地法の合意だといふ裁判所の判決は、これを支持する、それからいかなる補償も行なわれない、その中には、衆議院の場合には、増価税とか、それから不急な土地に対する政府の買い上げ措置であるとか、あらゆる観点からこの問題に

て、それに対して適當なる措置を講ずるといふのは、国の政策として当然考へなければならぬと思つております。

○横川正市君 私は今の総理の考え方のものには、根本的には反対をする立場にはないと思つております。ただ、それならば一例を申し上げますと、戦時中に私の財産として国と契約をいたしました、たとえば年金のよう

なもの、あるいは保険のようなもの、これは少なくともそのことによつて當時すでに財産を、土地もあり家屋もあり、そういったものもすべてこれは年金にかえて国と契約いたしました。その人が六十才なり六十五才になりましたと、少なくともその当時の貨幣価値で、旧以上の生活が維持できるといふことを、実際にはこれを国が保証したわけ

です。そうしてその国の保証した年金とか保険とかいふものが、今それがどうなつてゐるか申しますと、郵便局へもらひにくに電報賃のあれにもならない。まったくそのまま放任した方が得だといふような状態になつております。これらの問題は、直接の私は被害者として、どうだろうといふふうに政治の面で解決できないかといふ

後の物価指数というものを掛けたものを、これを国が負担するという方針を打ち出したとする。そうすると、岸総理はそれに従わざるを得ないという結果を生まないかどうか、私たちは非常に危惧に感ずるわけであります。それは、今までの各速記録の中には、しないと言いつつ、実際にはそういう動きが自民党の中にあるわけであります。それからもう一つは、増価税のようなもので、今辻さんの言った、不当な価格については半分ずつ旧地主に返還したらいいじゃないか、こういう方針も打ち出されておる。それらが今あなたの与党の中で決定されれば、それをあなたは実際上実施する、こういう結果にならないかどうか、私たちは危険性が多分に含まれているのだと看取をするのは、そういう動きがあるからなんであります。これに対して総理は、いやその動きはあるけれども、それはすべて不当だから、政府の考え方でこれは処置していくんだと、明確にするのかどうか。それならば私はこの調査会というものは要らなくなる、こういうふうな結論には思っているわけですが、御所信を承りたい。

○国務大臣(岸信介君) 先ほどから申し上げたように、旧地主の団体においてもいろいろな要望をされております。また、その要望もある程度の変化もされて、今日まで最初と変化しておりますものもございします。私も先ほど来言ったような心がまえでこの問題を考へてみますと、問題はただ地主団体の陳情によってこれを取捨選択して適当に政府がきめるという問題でもなければ、また一党だけでこれをきめると

いう、もちろん、政党でございしますから調査もいたしましょうし、政党としての立場においていろいろな意見も持つことはあると思ひますが、私はやはり公正なる調査会を設けて、そこにおいて各方面の意見を一つ公正な判断によつて一つの結論を出しておられるならば、その調査の結果というものを、先ほど申し上げたように尊重していただく、ただ、この場合においても、農地改革そのものの根本を変更するようなことは、私も私としては認めないし、また、この立憲治下にあるわれわれとして、三権の分立しておつて、法の最高のもので、これを侵すような、これを認めないような結論というものは、これはわれわれとしてはとらない。しかしあくまでもこういう問題に關して、先ほど辻委員にお答えをしたような心組みで私も対処すべきものであつて、政府としてはこの問題を適當な方法によつてこの社会的な不安を取り除くというふうな措置を見出していきたい。それはいろいろな議論があるけれども、それを一つ公正な立場から調査し、研究してもらいたいというものが、この調査会の意義でございします。

○横川正市君 私はこの問題は、行政組織法上からいって、政府の複雑怪奇になりつつある今の実態というものを是正をしようと、その意味ではこの調査会というものは不要じゃないかというふうな簡単な意味での調査会の取り扱いはできないというところに、実はこれは前回二度にわたつて国会で問題になった理由があると思ひます。そこで今私は、これは社会党の立場から、調査会が必要だ、必要でないということ

よりか、調査をする目的について一体何なのかというところを総理にお伺ひしているのは、それはこの法律の持つておりますいろいろな問題というものを、こうではないか、ああではないかと聞く前に、政府が今まで委員会等で弁しているもの、のいづれをとつてみても、調査会をもつて調査をするというふうなものは、ほとんど政府としては必要がないんだというふうな言われたいように思ひます。補償も必要はない、それから収益価格の是正も、これも適當なものである、それから最高裁の判決も、これも適當なものである、農地のこの問題をひつぱつて戦つておるこの団体は、行政上の問題として解散せしめたい、こうなつてくると、一体この調査会というものは行政上複雑にするとか何とかというところよりか、もっと根本的な問題で必要がないという結論に、私も私は立つわけなのであります。その点をもう少し必要があるんだということを私も必要のいくような説明があれば、私はその必要性に基づいて審議をするというところはできると思ひます。ところが、いづれの政府答弁を見ても、必要がない、必要があるのは自民党の中この団体と、それから農地解放同盟という旧地主の団体と、この二つだけが必要と認め、しかし政府のいづれの答弁を見、いづれの資料を見ても、必要がないというところに通ずる結果というものを、私も私はこれを確認しなければならぬ回答になつておる。その点を一つもう少し明確にしたい。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど来申し上げておるうちに、国としてはこの農

地の問題についてあつた方法によつて農地改革を断行した。私はこれは全体から見ても正當な正しい措置であると思ひます。ただこのことは、これは現実にはそういうことが行なわれた結果、私はその人の悪意やあるいは過失ではなくして非常な犠牲を負つておる、そういう政策が実行された結果。このことは現実にはそういう事実があると思ひます。また、そういうことを世界の歴史から見ても、ある場合においては非常に革命的な多数の血を流して行なわれたというふうな例もあつて、そういう大問題がこういふふうな急速に行なわれて、そうして非常な変革が起つて旧地主を中心として、旧地主の身分の上から申しますと、あるいは生計の問題も、あるいは生活の問題も、あるいは教育の問題も、いろいろな問題が起つておると思ひます。これらが一つの不満を持ち、従つてそれが一つの社会的不安になつておるといふ事実は、これを私も私は目をつぶるわけにいかないものであります。これに對してどういふ措置をとるべきかというところについては、これは一方においては、われわれが正しい憲法のもとにおいて當然正當な法律において行なつたことであるから、そのものを變更するといふような議論もあるけれども、それはわれわれはやらぬ。しかしながら、この旧地主を中心として今の言つてゐる社会的な不安というものを取り除くために何らかの措置を講ずる必要があるのじゃないか、しかし、それは価格が不當であつたから価格をさらに追加して賠償するのだというふうな私どもは考え方はないけれども、と

にかくその不安を取り除くに必要な方策というものは、かなり政府として考究することは當然のことじゃないか。ただ、それがあまりに地主の立場であるとか、あるいは特殊のつながりの立場からだけこの問題は見るべきものじゃないに、広くこの調査をするだろうし、また、その意見も聞いて適當な措置を見出していくというところが適當であらう、こういふふうな意味において調査会を設けるわけであります。

○横川正市君 これはいろいろな問題があると思ひますが、これは後の問題で逐次審議をしていかなければならぬと思ひますが、先ほど私の方で言ひましたように、国の契約した年金とか、保険とか、あるいは船舶の補償であるとか、あるいは建物、機械、貴金屬その他の財産の棄損とか、あるいは在外資産の問題とか、それから戦災によるところの財産の直接的被害とか、いろいろな形のもの昭和二十年八月十五日のあの一大變革を契機としてあるわけですよ。これは私は農地改革は少なくともあの当時日本における農村制度といふものの矛盾といふものが非常に深刻なものであつて、しかも、その前には小作であるための悲劇といふものは、この人間としての取扱ひを受けなかつたような過酷な奴隷労働の中で、まあ社会生活をしなければならなかつたといふようないろいろな土地をめぐつてのいきさつといふものはあるわけですよ。そういうふうなものがあつてこそ、初めて終戦後農地解放という問題に結びついて、そのことが今大きく成果があつたと判断ができることになつてゐるわけですよ。ところが、そうではないに、純然

にかくその不安を取り除くに必要な方策というものは、かなり政府として考究することは當然のことじゃないか。ただ、それがあまりに地主の立場であるとか、あるいは特殊のつながりの立場からだけこの問題は見るべきものじゃないに、広くこの調査をするだろうし、また、その意見も聞いて適當な措置を見出していくというところが適當であらう、こういふふうな意味において調査会を設けるわけであります。

たる国と契約をしたり何かして、当然
 そういう過去のいろいろな弊害や何か
 は全然なくして、あの時期に損失した
 ものを、一体政府としてはこれをどう
 区別をして判断されておるのか。私
 は、それはまさに農地問題よりか、い
 わば今年金がもらえろと思つておつた
 ところが、もらえなくて六十過ぎ七十
 になつて、そうしてパタ屋部落で月に
 たしか十何円もらえろその証書をふと
 ころに入れて寝ているおじいさんがい
 るというのに、それに対して何らの方
 策を講じておらない現状にありなが
 ら、片や地主に対しては何らかの処置
 を講じてやらなければならぬ、それ
 が政治なんだとお考へになつておるそ
 の考へ方について、私どもとしては納
 得できないわけですが、どう区別され
 ておるのか、一つ明確にしていただき
 たいと思うのです。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど申し上げましたように、戦争及び敗戦から生じたいろいろな社会的、経済的変革に基づいて犠牲を、国民全体が非常な迷惑を受けているということとは、私も同じ考えであります。これはある程度国民全体として是認してもうよりほかは私はないと思います。しかしながら問題は、いろいろなその場合におけるところの事態、また実際それが社会的に及ぼしているところの影響等を考えて、政府としては順次考えていかなければならぬ。これは国の国力から申しましても、あるいは国情から申しましても、そういうものを一切全部国の責任において解決するということは、これは私はなかなか実際においてできないことだと思えます。今おあげになりました年金の問題だとかは、どうい

ふうな措置になっておりますが、私、ちょっと明確に承知いたしておりますませんけれども、もちろん、それから生じているところの非常な生活上の、さっきもお話がありました、こういう問題がきまらなくて、旧地主の間におお

いて生活上ほんとうに困窮して生活できないというような者があるのに対して、政府はその結論を得るまでは知らん顔しているということではなしに、そういう問題については、そういう問題の金銭的な問題を解決しなければならぬ。今おあけになりましたように、もしも年金の問題に關して、實際生活ができないでなしているという人があゝるならば、それをやはり政府としては適當な保護の方法を講じなければならぬといふことはこれは當然である。ただ、その前提となつてゐる年金制度の問題をどう扱つていくかという、戦

後処理としてどうするかという問題に
関しましては、私、あるいはある方針
のもとに処理されてきているだろうと
思いますが、まだ具体的に内容を承知
しませんから申し上げることを差し控
えますが、しかし先ほど来申し上げて
いるように、地主問題というものは、
農地改革という国家が正当に行なつた
政策であります、この政策から一つ
の犠牲が生じている。その犠牲を生じ
た犠牲者は、別に過失や故意によるも
のではありません。悪意によるもの
でもない。しかし、それが一つの日本
の社会全体から見て相当の数であり、
相当の犠牲として不安が生じていると
いう場合においては、これに対して事
態を調査して、それに対する適当な方
法を講ずる。しかしながら、それはこ
の政策そのものを変更することではな

くて、それは十分理解してもらい、そのもとにおいてこれらの不安の除かれれる適当な措置を考えていくということをは、私は政治として考えていかなければならぬのじゃないか、かように思っております。

りしないのですが、政治として考えていくということとは、これはどういう形でも補償をしないという政府の考え方とどういうふうに関連を持たせて私どもは理解をすればいいのですか。それは現在の解放農地によって地主から転落をされた方々のその立場というものは、政府としては一般的なこの変革に伴うそういうようなものに類似する人たちと同じように私は見ていないと思います。特別視していると思うのです。その特別視しているということとは、潜在的に旧地主というものの持つ

ておつた土地に対して何らかの權利といひますか、財産權と言へば法律用語になりますか、精神的な何かがあつて、その精神的な何かに対して、まことに氣の毒だから政府は何かしなければいけないんだ、その何かしなければいけないのはこれは補償ではないんだ、そうすると何をしようとするわけですか、私どもにはそのことが實際にはわからないわけです。調査するといふことはこれはあると思う。しかし、調査といふものは、具体的に結果はどうである、ああであるといふことがあつて要求される立場といふものが、現在非常に困つてゐるのだから救つてくれといふ。救つてくれといふのには、物心、心で慰めるか、物によつて補つてやるか、この二つしかない。それで補償といふことになれば、物といふこ

とになるわけです。補償をしないという政府の態度というものと、それから調査をした結果、この人たちの要求に對して何かしてやらなければいかぬ。これは一体どういう関連性を持たれたかと私どもは理解をすればいいのか、こ

れが不明確な点なんです。

○国務大臣(岸信介君)「ほししょう」と申しましたのは、言葉から言うると二つあると私は思う。いわゆる補い償うという意味の補償と、保ち支えるといいますか、社会保障の保障と。社会保障の保障と損害補償の補償というののは違ひ。私どもの言っているなには、いわゆる損害を補償するという意味において、いわゆる恤額が不当であったからこれを償っていくのだ、これの償いをするという意味には、私どもは考えておらないということを書いてある。あるいは社会保障制度か、あるいは

は特別の補償制度が何かで、そういう不安を除くなををするために政府が財政的支出を一切しないということを私言っているわけではございません。しかし、前に一反当たり幾ら幾らで買ったのが、今に換算してみるとどれだけ足りないからこれを補償するのだ、償うのだというような考え方は、私ども持っておらないということを申し上げたのであります。

○横川正市君　まあ償うという意味がないということなら、それならば私はこれは非常に明確になっていると思うのです。もちろん解放者同盟の主たる任務というものと、それから与党の中にできております農地問題調査会の関連性というのは、私は非常に密接なものがあるように思うのです。たとえば、先ほど読みましたように、解放

農地に対する不当な補償額の是正に對する事項というのがあります。それから、解放農地に關する実態調査、こゝういふようなものがあつて、調査会の方には「農地を転用し、売買をした際には、売り主から土地増価税を取り立て

て、これを別経理として一部を農地造成事業に充て、一部を旧地主に還元する。」、これはあなたの精神か、あるいは特別委員会である調査会の結論として出ているのです。この二つは非常に関連性があるわけです。要求する立場、これを解決する立場と関係を持っているのは明確なんです。ところが政府の答弁は、最高裁の判決の面からいってもこれを支持する。それから、基本法は変えない。それから、償いはしない。それから、特別な観点で増徴税その他の問題についても、こんなことは考えておらないと言ひ。そうなつて

持つておる目的というのは何なのか。言いかえれば、社会党が強く主張いたしておりますように。

それからもう一つは、これは総理も明確に答弁をいたしております。総理の答弁を見ますと、「旧地主の社会問題としては、生活困窮者で子弟の教育に支障を来たしている者その他については、社会保障の見地から適当な方法を講ずる」。これはあなたも御答弁になつて居るのです。それから前の坂田厚生大臣は、「生活困窮者に限つて特別救済措置はとらず、全農民を対象とした徹底した社会保障をとるべきである」という、いわゆる償いなしに社会保障としての救済対策がこれが正しいと言つて居るのです。それならば社会党としてはこれに対して賛成をした

い、こう言っているわけなんです、これはそうではないのだとそれと違う点があつて、しかも、それが調査会の任務だ、目的だということになります、いささかこれは政府の見解と違ふのじゃないか、これを私としては御質問申し上げておるわけなんです。

○国務大臣(岸信介君) 先ほど来から申し上げる通りに、私どもは政府の方針とし、また、調査会でもこの農地改革そのものを変更する、すなわち土地をまた返すというふうな事によつてこれに対処すべきものにあらず、また、政府としては、かりにそういうものが出て、われわれはそれは採用しません。しかしながら、この問題に關してはいろいろな方法、いろいろな意見が今日まで出ておることは、横川委員も御承知の通りであります。私はその中において良識ある人が適當であると考えない問題も要求もあると思ひます。そういうことを良識のある一般の人の見地から調査し、審議して、政府としてはその結論を尊重していきたい、こういうことを申しているのではありません、ただ、その場合において、あくまでも政府としては考えなければならぬことは、農地法あるいは最高裁の判決というものをくつがえすというふうな意図は持つておらないと、こういうことをだけ明らかにして、それ以外には十分広い見地から検討してもらつてその結論を尊重していききたいと、こういうことでもあります。

○横川正市君 私はこの際、先ほど山本委員も指摘をいたしておつたのであります、前の井出農林大臣は明確に

旧地主の団体の行動そのものについて、これはきわめて困つた存在だ、しかし、これは行政上の指導で解散せしめたいと思ひますというのを答弁されておられます。しかしこれは解散されておられない。私は、井出農林大臣の責任はその後歴代の農林大臣は繼承して努力をされていくべきものだと思うのであります。そういう点について、そのときの大蔵大臣が言つて、次の大臣はまた方針がかわればそれでいいんだ、何らその点については政治責任が追及されなくてもいいんだと、こういうふうな総理としてお考えになつておるのか。

もう一つは、岸総理自身としても国会の答弁を見ますと、私どもがあなたの方針にもう手をあげて賛成のできるはつきりした答弁をされておるわけであり、ところが、その答弁を私どもが信じておられますと、今度は違つた形で調査会立法ができてくる、違つた形で何らかの補償のやうなものがにおわされてくる、こうなつてくると、實際上答弁と具体的な行動というものは違つてくる、こういうことでは一体いかに責任がないじゃないか、いかにウルトラじゃないかということになるわけでありまして、その点も少し明確にしていただきたい。もちろん、内容については私どもは逐次審議をいたしますが、この点を最後に御質問してきよめは終りたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 各大臣がいろいろ国会で御答弁申し上げたやうなことに、これは政府として責任を負うというものが原則でございます。ただ、井出君がどういふふうにお答えしているか、今おあげになりましたこ

とだけを想像してみますという、私は民主主義のもとにおいて主義、主張を同じくするやうな人が団体を作つて、そして自分たちの要望を実現しようとして団結しておるというものは、これは憲法の上において、団結の自由から言つて、(あたりまえです)と(呼ぶ者あり)これを解散させるのか何と云ふことは適當ではないように思ふのです。何かそれが非常な不当なことを目的とし、何しておるというかなら、不法なことをやるというなら別ですが、それはある程度憲法で團結は自由だから、その団体を解散させなければならぬとは考えない。また、今農地地主の団体をそういう不法な団体とは私考えておりません。従つて何か言ひ方が少し行き過ぎたのじゃないかと思ひます、そのときのなにか、身は先ほどから申し上げておる通り、この調査会において、農地法及び最高裁の判決というものを變更するといふやうなことは、これはわれわれは一切認めない、しかしながら、それ以外の問題について広くあらゆる点から実情を明らかにし、これに對して何らかの措置をとる必要があるかどうか、ありとすればどういふ措置が適當であるか、それらについても國家が財政的に負担してやるということもあると思ひます。しかし、その意味が、今言つたやうな補償価格が適當でなかつたから、その補償価格を追加するのだという意味をもつて、私はやることはしないといふことは一貫して申し上げます。

○横川正市君 今の問題は井出農林大臣が言つておるわけですね。地主団体は解散するやうな行政指導する、こう言つ

ているわけですね。だから少なくとも旧地主の方々の要求というものは、農林大臣としては農林省の責任で行政上の手段、方法をもつて解決をしていくのだ、ただそれならば地主団体はそれをおそらく納得することでしょう、こういう形でどういふやうな行政指導を通じて解散させると言つたので、それは任意に出されたものを政府の圧力で解散させる、こう言つたのじゃない。同時にこれは調査会の立法というものは要らないのだ、行政指導すればこの問題は解決するのだと、井出農林大臣が明確に国会で答弁しているのです。この点について私は責任問題を追及するわけじゃないですが、総理としてはどういふお考えですか。

○国務大臣(岸信介君) おそらく井出君はあつちのやうな人でありまして、言明をした通り、行政指導で解散してもらつて、それで解決するやうに努力したと思ひます。しかし、それで解決されておらないというのが現実でございまして、やはりわれわれとしては、こういう調査会が必要である、こう思ひます。

○一松定吉君 少しこの問題につきまして政府にただしたいのであります、私の意見と社会党の意見とは全く反対であります。辻君と同じ考え方を聞いておつてみると、この旧地主の中で非常に生活に困つておるやうな人があるといふことについて、その困つておる原因を追及して、その実情に應じて個人々々に救済の道を開こうといふことは、政治家の當然なすべきことではあります。ことに国会議員といふものは常にそういうものを考えなければならぬ。ただ今辻君の言われたやうに、小

作人が社会党に投票をするから小作人の味方をする、地主の方は社会党に投票せぬから地主には反対だといふやうなことを今辻君が言われたが、そういうことを社会党の人がするかせぬか知らぬ。知らぬけれども、こういう問題について政府が調査会を持たれるのは至当なやり方だと思ひます。一体、この法律の制定されたのは、これは昭和二十一年の十月二十一日、当時私は通信大臣をやつておりました。そして御承知の通りに、この日本は昭和二十年八月十五日に全面敗北をして、マッカーサーが日本に駐留してきて、日本の政治を勝手にやつたときなんでありまして、そのときであつて、これが施行されたのは昭和二十一年の十二月二十九日でありまして、ちょうどそのときは、第一次吉田内閣で、何でもマッカーサーの言ひことを聞かなければならぬ。もしもお前がおれの言ひことを聞かなければ、天皇を尊厳に連れて行くぞといふやうなときなんですよ。ですから、吉田内閣もこのマッカーサーの命令には従わなければならなかつた。そういうやうなときにこの自作農創設特別措置法というものが作られて、これが翌年の十二月二十九日に施行された。翌年の十二月二十九日といふと、ちょうど片山内閣のときです。これはやはりマッカーサーの言ひ通りにやらなければならなかつたときなんですよ。一体、こういうやうな、自分の土地を非常にたくさん持つておるからこれを取り上げる、お前は土地の所在地におらぬからこれを取り上げる、お前は土地におらぬけれども耕作してないから

らぬ。ただ今辻君の言われたやうに、小作人が社会党に投票をするから小作人の味方をする、地主の方は社会党に投票せぬから地主には反対だといふやうなことを今辻君が言われたが、そういうことを社会党の人がするかせぬか知らぬ。知らぬけれども、こういう問題について政府が調査会を持たれるのは至当なやり方だと思ひます。一体、この法律の制定されたのは、これは昭和二十一年の十月二十一日、当時私は通信大臣をやつておりました。そして御承知の通りに、この日本は昭和二十年八月十五日に全面敗北をして、マッカーサーが日本に駐留してきて、日本の政治を勝手にやつたときなんでありまして、そのときであつて、これが施行されたのは昭和二十一年の十二月二十九日でありまして、ちょうどそのときは、第一次吉田内閣で、何でもマッカーサーの言ひことを聞かなければならぬ。もしもお前がおれの言ひことを聞かなければ、天皇を尊厳に連れて行くぞといふやうなときなんですよ。ですから、吉田内閣もこのマッカーサーの命令には従わなければならなかつた。そういうやうなときにこの自作農創設特別措置法というものが作られて、これが翌年の十二月二十九日に施行された。翌年の十二月二十九日といふと、ちょうど片山内閣のときです。これはやはりマッカーサーの言ひ通りにやらなければならなかつたときなんですよ。一体、こういうやうな、自分の土地を非常にたくさん持つておるからこれを取り上げる、お前は土地の所在地におらぬからこれを取り上げる、お前は土地におらぬけれども耕作してないから

これを取り上げるということが、その点民主主義であるかどうかということについては、これは疑問があると思ひます。そういうような点においての法律が実施せられたのでありまして、われわれはどうにもならなかったときでありました。それが実施せられて、そして今日ではその土地を持つておつて取り上げられた人々が……（総理に質問しなさい）と呼ぶ者あり）いや、君らに聞いてもらいたいのだ。（われわれに聞いてもらわなければならぬ、同時に政府にも聞いてもらひ、聴衆にも聞いてもらひ、これが国会議員の任務だ、ただ政府に聞いてもらひただけでなくて……）そういうときでありましたから、自分たちが先祖から譲り受けた先祖の財産によつてやつてゐるものもありましたし、自分が子供のときから汗水たらして苦勞して土地を買つて持つておつたものもありましたし、あるいは親から譲り受けてその土地を管理しておつたものもありましたし、ありまして、それを政府が法律によつて取るということについて、この法律が合法的であるか否かは別として、法律で実施せられてゐる以上は、国民はその法律に従わなければならぬことは当然だ、法治国として。そしてそれがいふわけはこの法律によつてきて、これが実施せられて、今皆さんが例をあげたやうなふりに、ずいぶんたくさん持つておつた所有者が迷惑して、泣き泣き取り上げられたというものもありました。しかしながら、それはこの措置法の第六条によつて、相当の価格を買収鑑定をし、本人に異議があるかないかということもきめ、そしてきま

らなければ、農地の委員会においてこれをきめて、そしてその土地の当時の値打の何十倍というものをもつて買ひ上げるというやうなことをやつて、この措置法に規定してありますから、この当時のこの規則によつて買ひ上げられた場合においては、自分らは反対であつても、泣き泣き応じなければならなかつた実情であることは、これは議論ないでしょう。そういうやうなものが、今、辻君の言われたやうに、その後の状況がどうなつたかという、そののわづかの三百円くらいで買ひ取られたものが、一万倍もする今日になつておる。そして買ひ取つた人間は、それまで自分は小作人として難儀苦勞しておつた人間が、にわかに金持になつて、財産家になつて、しかもそれを勝手放題に売ることができないのに売つて、そして自分らは商売をたて、盛んにやつてゐるときに、自分らが地主さん地主さんと言つて尊敬しておつた人は、立ちん坊みたいなやうな生活をしてなければならぬ実情になつた今日、政府当局者がこれを監視することができないから、何らかの方法によつてその内容を調査して、その調査の結果これとどういふやうな方法によつて救済するとか救済せんとか、あるいはどうするとかというやうなことをきめるのが、この調査会の目的なんです。この点については、私は政府のやつたことについては、最も機宜に適してゐると思ひますが、ただ政府のやり方について、今、辻君も言われましたやうに、これは昭和二十二年からのことで、もう十年もたつてゐることだから、その間にこれらの農民の声は聞いてゐるはずですから、その間に何らかの処置をと

らなければならなかつたのじゃないか、あまりにも放任主義がひどくはなかつたのじゃないかという御趣旨もごもつともであつて、こういう点については、全国の農民が非常に運動をしたことも、社会党の諸君の言つた通り、現にここにいる下條君のごときは、この全国の農民の会長で、そういうやうな問題をやり、私も会長になつてくれんかと言われたけれども、私は断つたというやうなこともあつて、政府に陳情するといふやうな意味合いで、全国の買収せられた農民が協力一致してやつたのです。そういうものがいふゆる各内閣に陳情せられたのでありまして、今総理の言われたやうに、いろいろな意見が出て、全く安かつたから戻せといふのもあれば、賠償せよといふのもあれば、それじゃいかにから何らかの國家からわれわれの難儀を救つてくれという陳情もある。今日では農民諸君のそれらの地位にゐる人は、その財産を返せといふ者もありませんし、また相當な価値をもつて、その差額を戻せといふ者もないが、ただわれわれがこんな難儀苦勞してゐるのだから、國家は何らかの方法によつて、私どもの一つ難儀を見てもらつていただきたいといふことが、この農地を買収せられた人の全部の意見にまとまつてゐると思ひます。そういうときに、この調査会を設けて、調査をして、そしてそれらの人々に、臨機応変に、その人々の状況によつてこれを保護し、これを救済しようといふことの調査を、この調査会に求めるということは機宜に適したやり方だ。ただ、辻君の言ひます二カ年も調査して、それから後にやるということについては、目前に非常に

難儀苦勞してゐる者が多いときに、少しくゆるちよう過ぎはしないかということがあります。私もそう思ひます。そういう点については、何らかの方法によつてやることもいいが、社会党の諸君も言うやうに、わざわざこんなものをこしらえないで、これが救済する必要があるれば、特別法で予算を出して救済できるんじゃないかといふこともあるが、それは世間のいろいろな批判、攻撃があるから、そういうことを調査して、その人々によつて具体的に甲はどうしよう、乙はどうしよう、丙はどうしよう、丁はどうしようといふことを調査して、その人々に応じたやうな救済の方法をとりやうといふことは、何も政府のやり方が悪いどころじゃない、最も機宜に適したやり方だと、私はこう思ひますから、どうか一つ私の希望するやうな点について、早く調査をして、そして早くその各人々に適応するやうな方法によつて、これらの生活に困つておるやうな人を助けてやるというやうなことに向かつて、われわれも協力いたしますから、政府も一つ二カ年も調査にかからなくてもいい、もうわかり切つてゐるはずなんです。なるべく早く調査して、目的を達するやうにして、これらの農民が非常に困つてゐるということを救済してやるのが政治なんですから、こういうやうな政治を國民を代表しておるわれわれが政府に要求し、われわれが協力し、この実現に努力するといふことは、国会議員の当然の任務なんですから、これに反対する理由はありません。だから、このやうな目的に早く努力するやうにお願いいたします。

○國務大臣（岸信介君）趣旨について
は、先ほど各委員の御質問にお答えした通りでございます。今、一松委員からも御要望がありましたやうに、調査会法は二年ということでありまして、事態はなるべく早く結論を出して、適當な措置を見出すようにすることが適當であると、かゝるに考へております。

○一松定吉君 総理の御意見、まことにありがたうございました。どうぞなるべく早く実現するやうにお願いいたします。

○山本伊三郎君 ただいま一松委員から、われわれの質問を聞いておられたかどうかわかりませんが、何か誤解のあるやうな、討論にひつた質問をされました。われわれは決して農地解放によつて現在生活、あるいは生業も失われぬといふ困つてゐる人を捨てておけといふ意味では絶対ありません。そういうことについては、われわれは必要であるといふことは認めておる。ただ、調査会の性格が、岸総理がたびたび衆議院なりあるいは本院で答弁されておられますけれども、なおそこに疑義があるのでたゞしておるのであつて、その最後の結論は出ておらないので、若干一松委員の今の前提になる言葉について、私は不満であるから、一言発言しておきます。

○一松定吉君 今の山本君の御意見です。私は、山本君はこの法案に絶対反対ではないという御趣旨の、最後の方にあなたが御発言されたことを私は承知しております。しかし、その前提として、こういうものを設けなくても、ほかに方法があるんじゃないかといふ御意見であつたことも間違ひないでしょう。私はあなたの言ふことを大て

い聞いておったから、私どもはこうい
ういろいろな世間に問題のあるや
つについては、慎重審議する意味にお
いて調査会を設けて、そうして十分そ
の調査をして、個人々々の実情を調査
研究して、個人々々に適応するような
方法をとることがよろしい、こういう
ことを私は言つたわけなんですから、
あなたは誤解せぬように一つ……。

○委員長(中野文門君) 他に御発言も
なければ、本案に対する質疑は本日は
この程度にとどめます。
本日はこれをもって散会いたしま
す。

午後四時二十八分散会